

サブリース関連

1. 「勧誘者」に該当する基準（勧誘者と判断される具体的なケース）
2. 投資家(オーナー)の誤認を防ぐために行うべき広告、勧誘の方法
(記載事項、記載方法(配置箇所、文字の色・大きさ)等)
 - ①「誇大広告」に該当する基準(違法とされる具体的なケース)
 - ②「不当勧誘」に該当する基準（違法とされる具体的なケース）
3. 重要事項説明の具体的内容
4. 投資家(オーナー)向けの周知内容、方法
5. 相談体制のあり方

登録制度関連

1. 登録要件(管理戸数の算定方法、財産的基礎)
2. 業務管理者の要件(実務経験の長さ、講習内容)、選任方法等
3. 重要事項説明の具体的内容
4. 入居者への対応のあり方
5. 定期報告の方法、分別管理の方法
6. 登録開始に向けたスケジュール(周知、講習の募集～実施、登録の受付等)
7. 相談体制のあり方



I 定義

- (1) 「賃貸住宅」から除外される住宅
- (2) 「特定賃貸借契約」から除外される契約

II 登録

1. 登録

- (1) 登録が任意となる事業の規模
- (2) 申請書の添付書類
- (3) 登録の拒否要件
 - ① 心身の故障により事業を的確に遂行出来ない者
 - ② 不正な行為等をするおそれがあると認められる者
 - ③ 財産的基礎
- (4) 廃業等の届出の方法

2. 業務管理者

- (1) 業務管理者の職務内容
- (2) 業務管理者の要件

3. 重要事項説明

- (1) 管理受託契約の締結前の説明が不要となる場合
- (2) 管理受託契約の締結前の説明事項
- (3) 情報通信技術を利用して説明する方法
- (4) 管理受託契約の締結時に交付する書面の記載事項

4. 業務

- (1) 財産の分別管理の方法
- (2) 従業者が携帯する証明書の様式
- (3) 営業所等に備え付ける帳簿の記載事項
- (4) 営業所等に掲げる標識の様式
- (5) 委託者への定期報告の内容・方法

5. 監督

- (1) 監督処分 of 公告の方法
- (2) 立入検査等に携帯する身分証明書の様式

III. 特定賃貸借契約の適正化のための措置 等

1. 禁止行為

- (1) 誇大広告してはならない事項
- (2) 委託者の保護に欠ける禁止行為

2. 重要事項説明

- (1) 特定転貸借契約の締結前の説明が不要となる場合
- (2) 特定賃貸借契約の締結前の説明事項
- (3) 情報通信技術を利用して説明する方法
- (4) 特定転貸借契約の締結時に交付する書面の記載事項

3. 業務

- (1) 営業所等に備え置く書類

4. 監督

- (1) 国土交通大臣に対する申出の手続
- (2) 身分証明書の様式

IV 雑則

- (1) 国土交通大臣の権限の委任